

令和7年度 第3回

瑞穂町国民健康保険運営協議会会議録

令和8年1月13日

西 多 摩 郡 瑞 穂 町

令和7年度 第3回 瑞穂町国民健康保険運営協議会会議録

- 1 日 時 令和8年1月13日(火) 午後1時30分から午後2時15分
- 2 場 所 瑞穂町民会館第1会議室
- 3 出席者 会長 村上 文男
委員 根本 忠 委員 喜多 直子
委員 内野 好子 委員 小林 康弘
委員 鈴木 寿和 委員 岩永 克美
委員 増田 英一 委員 小山 和美
委員 井垣 美穂 委員 井上 裕司
- 4 欠席者 委員 石川 勉
- 5 会議の説明に出席した者の職氏名
住民部長 吉野 久
住民課長 森田 富士夫 税務課長 石川 修
健康課長 山内 一寿 国保年金係長 川端 秀明
住民税係長 池田 稔 納税係長 内野 大輔
成人保健係長 榎本 康弘 国保年金係 師岡 彰弘
- 6 議 題 (1) 令和8年度瑞穂町国民健康保険税の改定及び特別療養費制度について
(2) 令和8年度瑞穂町国民健康保険特別会計予算(案)について
(3) 令和8年度国民健康保険事業運営方針(案)について
- 7 傍聴者 3名
- 8 配付資料 ① 会議次第
② 瑞穂町国民健康保険運営協議会諮問事項について(答申)(案)
③ 瑞穂町国民健康保険に係る滞納世帯主等に対する措置に関する取扱要綱
④ 令和8年度税制改正大綱
⑤ (資料1) 令和8年度瑞穂町国民健康保険特別会計予算説明資料
⑥ (資料2) 令和8年度瑞穂町国民健康保険事業運営方針(案)
⑦ 令和8年度瑞穂町国民健康保険月別事業計画
⑧ 令和8年度瑞穂町国民健康保険税賦課・収納事業計画
- 9 開 会 午後1時30分

(住民課長)

それでは定刻になりましたので、会議を始めさせていただきます。本年もよろしくお願いたします。はじめに資料の確認をさせていただきます。①会議次第、②答申書(案)、③令和8年度税制改正大綱、④【資料1】令和8年度瑞穂町国民健康保険特別会計予算説明資料、⑤【資料2】令和8年度瑞穂町国民健康保険事業運営方針(案)、令和8年度瑞穂町国民健康保険月別事業計画、令和8年度瑞穂町国民健康保険税賦課・収納事業計画です。足りないものはございませんでしょうか。

それでは次第に従いまして会議の方を進めさせていただきます。初めに住民部長より挨拶をさせていただきます。

(住民部長)

・・・<住民部長挨拶省略>・・・

(住民課長)

ありがとうございました。それでは会議の議題に入りたいと思います。国民健康保険運営協議会規則第6条の規定により議長は会長にお願いします。よろしくお願いたします。

(議長)

皆さま、お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。本年もよろしくお願いたします。それでは議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いたします。

本日の出席者は11名です。定足数に達しておりますので、令和7年度第3回国民健康保険運営協議会を開会いたします。それでは、会議次第に従いまして議事を進めていきたいと思ひます。なお、本日の会議録の署名委員には、増田委員、小山委員にお願いしたいと思ひます。よろしくお願いたします。

(議長)

それでは、次第に従いまして議事を進めます。

議題(1)「令和8年度瑞穂町国民健康保険税の改定及び特別療養費制度について」を議題といたします。この件につきましては、昨年12月15日に町長から諮問を受けたものを、1月23日までに答申することになっております。それでは事務局より説明を願ひます。

(住民課長)

・・・「令和8年度瑞穂町国民健康保険税の改定及び特別療養費制度について」・・・
<答申案の読み上げ>

(議長)

以上で説明が終わりました。質問がございましたら、発言願ひます。

(根本委員)

第1回目の協議会で、特別療養費制度の要綱を策定する市町村と策定しない市町村に分かれていると話がありました。要綱を作成しない市町村はいずれかの要因があると思うのですが、前回の回答が理解できなかったため、改めて説明をお願いします。

(国保年金係長)

以前、悪質な滞納世帯に対して医療費が10割負担となる資格証明書を交付する制度がありました。それに代わるものが特別療養費制度になります。資格証明書を発行していなかった市町村は要綱を作成していない状況です。しかし、要綱を策定する予定がなかった奥多摩町がここで策定を検討しているという情報もあります。

(根本委員)

今までの経過の中で資格証明書を発行しているかしていないかで、今回の対応が考えられたという認識でよろしいでしょうか。

(国保年金係長)

10割負担にするという流れは資格証明書と同じやり方でしたので、それが特別療養費に代わるため、資格証明書の交付の有無が要綱策定に影響を与えていると思います。

(根本委員)

特別療養費制度の様式について伺います。特別の事情等に関する届出書は、近隣の市町村と同じ内容になっているのでしょうか。

(国保年金係長)

近隣の市町村の要綱を確認しましたが、同じ内容になっています。

(議長)

答申の内容について、異議ございませんか。

異議がないようですので、「瑞穂町国民健康保険税の改定及び特別療養費制度について」は答申書(案)のとおりとしたいと思います。答申書(案)の(案)を消していただければと思います。

答申書につきましては、1月21日に町長へ提出します。

それでは、「議題(2)令和8年度瑞穂町国民健康保険特別会計予算(案)について」を議題といたします。事務局より説明願います。

(国保年金係長)

・・・「令和8年度瑞穂町国民健康保険特別会計予算(案)について」・・・

<説明省略>

(議長)

ただ今の説明に対して、ご質問ありますでしょうか。

(根本委員)

第2回の協議会で子ども・子育て支援金は1世帯あたり250円の負担と聞きました。その内容で計上されているのでしょうか。

(住民課長)

1世帯あたり250円の負担というのは、子ども家庭庁が参考で出している数字のため、予算でその数字は使っていません。試算すると、1世帯あたりの負担は250円よりも多くなっています。

(議長)

他に質問がないようですので、次に「議題(3)令和8年度国民健康保険事業運営方針(案)について」を議題といたします。それでは事務局より説明を願います。

(国保年金係長)

・・・「令和8年度瑞穂町国民健康保険事業運営方針(案)について」・・・

<説明省略>

(議長)

ただ今の説明に対して、ご質問ありますでしょうか。

(根本委員)

資料に人工透析とならないよう予防事業を実施し、とありますが、最近の人工透析の患者の増減について教えてください。

(国保年金係長)

令和6年度で大きく増えたということはありません。

(内野委員)

令和8年4月に糖尿病予防事業の入札を行うとのことでしたが、入札結果によっては令和7年度と令和8年度で委託業者が異なることがあると思います。事業を行う上で継続性の観点から支障はないのでしょうか。

(国保年金係長)

事業開始当初から同一の業者が行っていましたが、しかし金額も大きいため、入札に付すべき案件であることから、令和7年度から入札に変更し、実際に予定額よりも大幅に低い金額で落札されました。そのため、今後も入札を行っていきます。毎回同じ業者になるとは限りませんが、仕様書をしっかり作成することにより、事業の継続性を図っていければと考えています。

(内野委員)

入札によって委託金額が下がること、それが大切なことは十分承知していますが、評価する指標の単位が変わると指導内容の評価も難しくなることもあると思います。業者が変わることによる支障が出ないようにしていただければと思います。

(喜多委員)

資料に頻回受診や重複服薬などの受診行動の適正化を図ります、とありますが、これは具体的にどのようなことをするのでしょうか。対象者に対して町から指導があるのでしょうか。

(住民課長)

受診行動の適正化の保健事業はそれぞれ対象者を抽出し、その対象者に2回程度の面談や電話で委託業者が保健指導を行います。重複受診はひと月に同じ疾病で3医療機関に受診している方、頻回受診はひと月に同じ種類の疾病で8回以上に受診している方、重複服薬はひと月に複数の医療機関で処方されている方が対象となります。

(喜多委員)

自分が納得するまで病院に行きたいという人もいると思いますが、受診行動の適正化の指導による効果はあるのでしょうか。

(住民課長)

令和6年度では対象者30人に対し、指導ができて行動変容が見られた方が2人という結果になっています。本人の意識や自覚の問題で、周りから言われても改善しない状況となっていますが、今後も進めていかなければならない事業だと思っています。

(根本委員)

一般会計繰入金を減らすことを計画的に実施していると思います。資料の記述に保険税率を見直すとありますが、その辺は現状と照らし合わせてどうなっていますか。

(住民課長)

保険税率については急激な負担とならないよう、調定額ベースで例年3%程度の増加にしていますが、運営は厳しい状況です。今後も3%上げていくだけでは、標準保険料率に追いつくことはできません。財政健全化計画を見直し、増加率を4%、5%に上げていかないといけない印象を持っています。

(議長)

他にご質問等がありますか。

(議長)

他に意見がないようですので、以上で本日予定されていた議題は全て終了いたしました。本日は皆様お疲れ様でした。

10 閉 会 午後2時15分